

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日に当り、
たるとは、その翌日)

目 次

◇告 示 豚等の移入の禁止

土地改良事業計画の適否の決定

森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令

松くい虫の特別防除の実施

小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業に係る許可の申請期間

基本測量の実施

◇教委告示 教育委員会の招集

◇正 誤 昭和五十七年四月鳥取県告示第三百九十六号中訂正

昭和五十七年四月鳥取県告示第四百三十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百七十号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）

第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

茨城県新治郡及び栃木県の区域

鳥取県告示第四百七十一号

昭和五十七年三月九日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（大炊地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年五月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

名和町	米子市	西伯町
二四林班(D小班からJ小班に限る。)、二八林班(B小班からF小班に限る。)	一四林班(B小班、C小班に限る。)、一六林班(F小班、G小班、H小班、I小班、M小班からO小班に限る。)	一八林班(D小班、E小班に限る。)
八林班(B小班、D小班、E小班、I小班に限る。)、一〇林班(A小班に限る。)、一三林班(一三林班の松林(ただし、I小班を除く。))、一四林班(一四林班の松林(ただし、E小班を除く。))、二四林班(C小班に限る。)	一四林班(B小班、C小班に限る。)、一六林班(F小班、G小班、H小班、I小班、M小班からO小班に限る。)	三〇林班(A小班に限る。)
一〇林班(A小班に限る。)、一三林班(一三林班の松林(ただし、I小班を除く。))、一四林班(一四林班の松林(ただし、E小班を除く。))、二四林班(C小班に限る。)	一四林班(B小班、C小班に限る。)、一六林班(F小班、G小班、H小班、I小班、M小班からO小班に限る。)	三〇林班(A小班に限る。)
一四林班(B小班、C小班に限る。)、一六林班(F小班、G小班、H小班、I小班、M小班からO小班に限る。)	一四林班(B小班、C小班に限る。)、一六林班(F小班、G小班、H小班、I小班、M小班からO小班に限る。)	三〇林班(A小班に限る。)

注1 倉吉森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十四年二月鳥取県告示第百七十八号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。
2 米子森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十三年鳥取県告示第百三十一号で定めた米子地域森林計画に係る地域森林計画の林班番号である。

2 期間

昭和五十七年六月六日から同年七月十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一 の1のイに掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は当該樹木について地上からの薬剤による防除を、一の1のロに掲げる区域内において、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は当該樹木について航空機を利用して行う薬剤による防除を実施する

こと。

四 その他必要な事項

- 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 三に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

鳥取県告示第四百七十三号

松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第五條第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域

鳥取森林計画区	森林区	市町村名	所在
青谷町	気高町	松	林群の所在
			一 二林班(L小班からN小班に限る。)、一 三林班の松林(ただし、F小班を除く。)、二 〇林班の松林(ただし、G小班を除く。)、二 一林班(A小班に限る。)、二 二林班(B小班に限る。)、二 三林班(C小班に限る。)、二 四林班(D小班に限る。)、二 五林班(E小班に限る。)、二 六林班(F小班に限る。)、二 七林班(G小班に限る。)
			三 林班(B小班、C小班、E小班、F小班に限る。)、五 林班(F小班、H小班からJ小班に限る。)、六 林班の松林(ただし、E小班を除く。)、三 八林班の松林、三 九林班の松林

班（日小班からJ小班に限る。）

- 注1 鳥取森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十七年二月鳥取県告示第
二百八号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。
- 2 倉吉森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十四年二月鳥取県告示第
百七十八号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。
- 3 米子森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十三年鳥取県告示第
三十一号で定めた米子地域森林計画に係る地域森林計画の林班番号である。
- 二
期間
昭和五十七年六月六日から同年七月十日まで

鳥取県告示第四百七十四号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九
条第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業（
えびけた網漁業）に係る許可の申請期間を昭和五十七年五月十日から同月
二十五日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づ
き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があ

つたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量（湖沼調査）
- 二 作業期間 昭和五十七年五月十日から同年七月十日まで
- 三 作業地域 鳥取市、羽合町及び東郷町

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十七年五月七日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

- 一 日時 昭和五十七年五月十日（月）午前十一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地
鳥取県教育委員会委員長室
- 三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

正 誤

昭和五十七年四月鳥取県告示第三百九十六号（指定施業要件の変更予定の保安林について）中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 上 終わりから二 大字総地 大字惣地

昭和五十七年四月鳥取県告示第四百三十二号（農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果について）中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤 正

二
○・五五〇・三二
○・五五〇・〇二

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】